

令和元年10月31日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 細野地区へのロータリー除雪車譲渡について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 10月31日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。  
細野地区へのロータリー除雪車譲渡について、執行部の説明を受け、質疑を行った。  
その他で、行政視察の質問事項について協議し、決定した内容を視察先に送付することとした。

## 総務文教委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 細野地区へのロータリー除雪車譲渡について

#### (2) その他

2 日 時 令和元年10月31日 午前10時

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、  
本田 篤、(遠藤徳一)

5 欠席委員 なし

6 説明員 武藤総務政策部副部長、大塚財務課長、小西管財係長  
(森山総務政策部長、小幡産業経済部長、星建設課長は欠席)

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。  
冒頭、執行部よりクマの被害状況について報告があるということでもありますので、これを  
許します。武藤総務政策部副部長。

武藤総務政策部副部長 お時間をいただきまして、昨日来のクマの出没、様々な状況につ  
いて、今現在までの経緯をご報告させていただきます。昨日10月30日午後6時半ごろに広神  
地域の山田下交差点付近、富屋食堂様の近くでクマの目撃情報がございました。それを受  
け警察のほうでも警戒をしておりましたが、同日午後8時45分に地区の役員がまた広神山  
田下地内でクマを目撃したということで、警察のほうは引き続き警戒をしましたが、地域  
の皆さんには安全確保のために家から出ないように指示があって、昨日の事案は終了して  
おります。それを受けまして、本日10月31日午前6時、防災安全課に警察から入電があり  
ました。2件のクマの目撃情報が発生。5時15分に新保市営住宅付近にクマがいるとの情  
報。5時30分に広神中島の貝瀬組様付近でクマがいるとの目撃情報が寄せられました。こ  
れを受けまして、防災安全課では市の防災行政無線で広神、湯之谷、小出地域に限定しま  
して放送を行いますとともに、FMでの割り込み放送を全域に実施いたしました。それと  
ともに、広報体制につきましては警察、消防、市役所で、市の広報車2台、消防4台、警  
察は不明でございますが随時パトロールを実施してまいりました。その後、午前7時25分

に国道252号線、エコプラントの入口に喫茶店がございますが、喫茶店付近でまたクマの単体での目撃情報が寄せられました。それを受けまして7時40分、大変残念な結果で、エコプラントのさわやかセンター付近でクマによる人的被害が発生いたしました。被害者は91歳の女性でございます。けがの状況につきましては右顔面を引っかかれたということで、重症であるとの情報が寄せられております。この後、午前8時10分に猟友会に出動を依頼いたしました。それから8時40分、四日町から並柳の範囲におきまして当市のパトロールを4班体制で今実施しております。9時現在ですけれども、先ほどのエコプラントの入口の喫茶店の敷地内、木が大分生えておりますので、その敷地内にいる模様であるというのが、9時の状況でございます。クマを確認した場合につきましては、警察、消防、猟友会で追い立てて銃器を使用しての捕獲を検討中でございます。9時30分につきましてはまだクマの発見には至っておらず、現在搜索を継続しております。

続きまして、市内学校等の体制でございます。こちらにつきましては、本日広神東、西小学校は午前放課としておりまして、保護者の送迎を前提としております。それから広神中学校につきましては午後の放課、こちらも保護者の送迎条件ということですので。また、小出小学校及び小出中学校につきましては、現在対応を確認中ということでございます。週末につきましては、閉校し部活動等の活動はなしということで方針が定められているということでございます。それから、保育園につきましては警戒の上、土曜保育については実施するという方向でございます。また、地域の文化祭等の行事につきましては市から中止の要請を行うということで決定をしております。

最後に週末の体制でございますが、状況によりまして、現在の状況が続くようであれば市内に緊急折り込みチラシの配布、全市におけるパトロール体制をただいま調整しております。今現在につきましてはそこまでの報告で、今後の警戒本部等につきましては未定でございますが、今後の協議によるものということでございます。以上報告とさせていただきます。

本田委員長　この件につきましては、質疑等がありますか。

大桃委員　中身はいいんだけど、読み上げた紙を後でコピーしてちょうだい。

武藤総務政策部副部長　承知しました。

渡辺委員　今、湯之谷の小学校、中学校等が入っていましたか。

武藤総務政策部副部長　報告には湯之谷の小中学校は記載されておられません。

渡辺委員　近いわけですし。

武藤総務政策部副部長　それにつきましても含めて対応したいと思います。

本田委員長　よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今ほどのクマの被害等を受けまして、本日森山総務政策部長、小幡産業経済部長、星建設課長が欠席でございます。非常事態でありますので、委員の皆様もスムーズな議事進行にご協力いただければと考えております。

それでは、これから議事に入ります。

## **(1) 細野地区へのロータリー除雪車譲渡について**

本田委員長　日程第1、細野地区へのロータリー除雪車譲渡についてを議題といたします。

資料が配付されておりますので、順次説明を求めます。

武藤総務政策部副部長　私から前回の本委員会で調査すべきものと決定を受けました細野自治会への除雪車譲与、この案件に関する調査資料を取りまとめましたので、説明をさせていただきたいと思えます。しかしながら、前回10月11日の本委員会開催以降、本件に関しまして状況の変化が生じたので、そちらにつきまして先立ちお知らせさせていただきたいと存じます。資料集の1ページをごらんください。こちらにつきましては、民事訴訟における口頭弁論呼び出し状の写しを提出してございます。内容につきましては、今回、本委員会で事務調査が行われております細野自治会への除雪車譲与に関しまして、これを違法な物品譲渡であるとしまして、原告を大平栄治氏、被告を魚沼市及び魚沼市長といたしました損害賠償請求事件の訴状が新潟地方裁判所から送達されました。令和元年10月21日付で本市において受け付けをいたしております。これを受けまして、本市では応訴することといたしまして令和元年10月21日付で弁護士費用の専決補正を行いまして、訴訟代理人弁護士においてたぐいまる答弁書の作成に着手をしております。本来でありますれば、本専決補正予算につきましては、12月定例会の本会議において報告すべき案件ではございますが、本委員会の進行にあたりまして非常に重要な事案でございますので、先立ち皆様方にお知らせをさせていただくものでございます。

それでは、細野自治会の調査の結果につきまして、実際に調査を行いました財務課長が説明を申し上げます。

大塚財務課長　（資料「総務委員会資料」により説明）

本田委員長　今ほど資料の説明がございました。それでは質疑を受けたいと思えますが、恐らく委員の皆さん、法令の解釈等もあろうかと思えます。前段の話ということで、1から5というところで私のほうで整理させていただきます。委員会資料目次の1から5、14ページまでの経緯について1ページから順番に行きます。1ページ目から、質疑等ございますでしょうか。挙手にてお願いいたします。

大桃委員　10月21日に専決補正、これ幾らつけたんですか。

武藤総務政策部副部長　100万円でございます。

渡辺委員　ここには口頭弁論の期日の呼び出しだけなんですけれども、訴状のほうも全部というわけにはいかないでしょうけれども、最初の部分くらいは議会に示してほしいということで毎回出しているのではないかと思いますので、きょう用意がないということであれば、また出していただけるかどうか確認させていただければと思えます。

武藤総務政策部副部長　前例に基づきまして、必要な部分を提出させていただきたいと考えております。

渡辺委員　簡単にその訴状の内容として今ここでわかる範囲でいいんですけれども、副部長のほうでこのような内容であったということをお話する分があれば聞かせていただければと思えます。

武藤総務政策部副部長　本件の損害賠償請求訴訟の内容につきましては、非常に多岐にわたってございます。被告については魚沼市及び市長ですけれども、まず一義的な内容が本件無償譲渡に関する公益性の問題につきまして、原告が申されている部分と我々被告が考えている部分の法的適合性につきまして、まず第1点目に争点になっております。第2点目につきましては、それに関連しまして譲渡を受けました細野自治会での使用の状況、管理

の状況等が不合理であるというのが争点の一つになってございます。それから最終的な第3点目につきましては、この行政訴訟がなされる前に自治法に基づきまして当然住民監査請求がなされております。その監査結果につきまして適正ではない、不合理であると、管理の部分も含めての不合理があるという部分がございまして。大きくはこの3点が争点になってございます。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) 1ページ目につきましては以上とさせていただきます。続きまして3、4ページにつきましてご質疑ございますでしょうか。

大桃委員　4ページの2番。当時の副自治会長への聞き取りとありますが、現在の副自治会長さんには聞かなかったんでしょうか。

大塚財務課長　現在の副自治会長さんへの聞き取りについては行っておりません。

大桃委員　なぜしなかったんですか。

大塚財務課長　無償譲渡があった当時のことを聞きたいということで伺ったことで、当時の副自治会長さんしか行っておりませんでした。

大桃委員　その譲渡のときだけじゃなくて、この運用方法にも関わってくる話で、それこそ30年の2月だとかという話も出てくるわけですから、そのときに、この方29年で役員終わったっていう話であれば、その後の方にも聞かなきゃなんないと思いますけど、そうは思わなかったんですか。

大塚財務課長　当時の譲渡を中心にとということで、そこを大きく考えておりましたので、現在の副自治会長さんへは聞いておりませんでした。

大桃委員　問題にならない、こんなの。この中の話だって譲渡のときだけじゃない話になってるじゃないですか。でしょう。細野の自治会長に聞いたのだから30年の話も出てくるわけだ。この方30年も知らないとおっしゃるわけでしょう。じゃあ30年のことも聞かなきゃだめじゃないですか。片手落ちでこんな調査はだめです。もう一点。4番の当時の監事への聞き取りの話で、平成29年度の豪雪対応時にはという話が出てくるんですけども、1番の細野自治会長への聞き取りの⑤、要援護世帯のところは平成30年2月の豪雪対応時となっているが、これ1年違うんですけどどういうことなんですか。

大塚財務課長　平成29年度ということになりますので、平成30年2月はあくまで平成29年度になりますので、同じとなります。

大桃委員　了解。わかりました。私の勘違いです。4ページの5番目、要援護世帯の聞き取り。聞き取り日9月10日とありますが、前回10月11日に委員会開いて再度調査しなさいという話になったにもかかわらず、これってその前にしたということでいいんですか。

大塚財務課長　9月10日ということで、前ということになります。

大桃委員　それは前の委員会のおきに出さなかったんですか。前にやっていたことを。

大塚財務課長　前回出しておりませんでしたので、今回出しました。

大桃委員　なんで出さなかったんですか。

大塚財務課長　こちらの資料の精査のほうが、不足していたのではなかったかと思いますが、前回につきましてはそれについて用意をしないですまったということになります。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。

大平(栄)委員　3ページですけども、1番目のロータリー除雪車の無償譲渡を要望する際の臨時役員会等の開催状況ということで、「役員会議で、自治会住民からの負担は取らな

いため、自治会の総会は開催せず、会計を作らないことを相談し、誰と相談したのか。相談し、「自治会長に一任をされたと認識している。」その会計を作らないことと、認識しているという、どういうふうに認識したかということ、そこが一番大事なのでそれを教えてください。

大塚財務課長 相談したのは役員会議ということですので、役員の皆さんということになると思います。自治会長に一任されたと認識しているという部分につきましては、自治会長さんへの聞き取りの結果、こういうふうにおっしゃって、こういう認識をしていたということですので、それ以上のことにつきましては私どももわかりません。

大平(栄)委員 ここに書いてある以上は人に説明しなくちゃなんですよ。そうでしょう。それを言ってるんです。向こうが言ったからじゃなくて、行って調査したんだったら、調査じゃないですよ、聞き取りだこれは。それじゃだめだから、今言ったように私はそれを調査してこないんならしてこない、わからなかったらわからん、そこをやればよかった。答弁はそういうふうにしてください。

大塚財務課長 今ほどの件につきましては、私どもで自治会長さんから聞き取りをした結果についての報告ということで、ここに書いてある「一任されたと認識している」というところまでになります。

本田委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:40)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:41)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。質疑を続行いたします。

渡辺委員 役員の任期なんですけれども、今の区長は何年くらい任期ずっとあるのかとか、任期のかわりですとか、そういったことについては確認してきましたでしょうか。

大塚財務課長 その点につきましては確認をしております。

渡辺委員 それからもう一点。次のこのロータリー除雪車の自治会住民への周知のところなんですけれども、3ページのロータリー除雪車の自治会住民への周知状況のところですが、平成30年通常総会資料のところに記載をしたとなっております。この資料について確認はしてきましたでしょうか。

大塚財務課長 その当時の総会資料に記載されていることを私どもは確認をいたしました。

渡辺委員 資料を見せてもらって、コピーなりを取ってきたという認識でよろしいですか。

大塚財務課長 はい。コピーを取らせていただきました。

渡辺委員 であれば、また後ほどそれを、できればこういったときにこういった資料きちんと添付してもらいたいと、ここに結果だけ書くよりは、もらってきた資料なりがあるんであればきちんとしていただきたかったということで、これはまた後でお願いしたいと思います。次に、ここで先ほど大平委員のほうからは、自治会長は認識していると言っていますけれども、4ページのほうを見ますと皆さんは、当時の副自治会長あるいは書記会計の

方も結論までは至らなかったと認識しているようであります。この認識の違いについて、このあたり当然市長のほうにも、これ議会に出すということになれば決裁もらってきていると思うんですが、当局としてこの認識の違いのあたり今現在で結構です。どのようにお考えでしょうか。

大塚財務課長　この認識の違いにつきましては、自治会内での意思決定の部分になってきておりますので、今回の報告につきましては、それぞれ聞き取った内容につきまして報告させていただいたところでありますが、そこで意思決定、どういう過程で決定されたかということにつきましては、こちらのほうでは承知はしていないところがあります。

渡辺委員　当時は認識が違うところまでは承知できなかったということで今考えていると、今の答弁受け止めさせていただいたんですけれども、次の質問に移らせていただきますが、次のロータリー除雪車の稼働状況ということで、①のところなんですけれども、この細野工業団地付近の市道、駐車場含むとなっているんですが、「ロータリー除雪車で除雪作業をする前は、一冬2回程度、車が動けなくなり渋滞になっていた。」と。この渋滞をするほどの道を除雪していたのか。そこの工業団地まで行く道は誰が渋滞するのか。住民が渋滞するのか、あるいはそこに通ってらっしゃる方もある意味住民という言い方もできるかもしれないんですけれども、この場所はどこの渋滞だということを確認してきましたか。

大塚財務課長　こちらにつきましては、工業団地へ行く途中の道路ということで、そこに通勤の方が渋滞するということだそうです。

渡辺委員　3ページが一番最後のところなんですけれども、一番最初のところでも自治会の負担は取らせないからということで会計はつくらないことを相談して、自治会長に一任されたということで、今度、維持管理費の負担なんですけれども、細野工業団地の構成企業が全額負担という形になっています。ここについてはやはり工業団地の方たちが全額負担しているものを自治会が運営しているというふうに思うのはちょっと無理があると思ってるんですけれども、このあたりについて今現在、副部長のほうがいいんでしょうか、ここに対しての認識をどのように今後判断していくかというあたり、今現在でもそうですけれどもお聞かせください。

武藤総務政策部副部長　今ほどのご質問ですけれども、認識としましては、いい悪いという認識はただいまいたしておりません。その理由としましては、本件については先ほども申し上げたように、今回の住民訴訟の中で細野自治会の使用方法についても言及されている部分がありますので、そちらにつきましては今後訴訟代理人弁護士が答弁書を作成する、争点について作成する段階での案件となってくるので判断はしてございません。

渡辺委員　答弁書を当然書くのは弁護士でしょうけれども、やはり魚沼市としてこれをどう考えているかということになるかと思うんです。当然工業団地の人が全額負担しているものを、自治会が管理しているというふうにも市が認識するならば、非常に裁判上でも厳しくなるのではないかと私は思います。やっぱりこのところをもう少し、今話せる範囲でいいですし、市長じゃないけれども一般的にはというお話でもいいんですけれども、そのあたりお話できませんか。

武藤総務政策部副部長　一般的ということでございますので、本件とは全然違う部分で、一般論としましては様々な方法があると思います。事例を取って恐縮ですが、私の小出地域中原の自治会でも様々な企業様から協賛を得て、いろんな物品を買ったりしておりますの

で、そういう事例もあるということで一般的にはお話をしておきたいと思います。

渡辺委員　　そうしますと一応は協賛なりということになりますと、当然その会計報告等も細野の自治会の中で、こういう企業からこんなふうに寄附があつてこのようにしているというようなことが、現実としてあるかないかも確認していかなければいけないと思っております。そのあたり今回確認してきておりますでしょうか。

大塚財務課長　　その点につきましては確認しておりません。

大平（恭）委員　　4ページの5です。要援護世帯への聞き取りの中で、「ロータリー除雪車での作業を確認した者はいなかった。」と。認識しなかったということ、実際には除雪をしてもらった中で排雪作業をしてもらったということが監事の聞き取りの中にもあります。ここで4番目については自治会長が作業していると気づかないと思うとも言っています。そういうことになると、どなたがやったのかということも要援護世帯の除雪について当事者のお年寄りの方が全然わかってないということですか。そういう連絡がなかったと。作業することの予定も聞いてないとか、そういうことで捉えていいですか。

大塚財務課長　　当時、要援護世帯の屋根雪除雪等につきましては、また今回のロータリー除雪車での除雪とはまた別の制度によって除雪がされたと思うんですけど、そこについては、私どもはその時点での当時のことは確認しておりませんが、当然一声かけたんじゃないかと思われそうですが、そこにつきましては実際それを援護世帯の方と除雪をした方がどうやり取りしたかということにつきましては、私どもはお話を伺ってはおりません。

大平（恭）委員　　そういうことじゃなくて、細野自治会長がロータリー除雪車で除雪をしたということを確認していなかったと。要援護世帯の方の聞き取りでは。連絡もほとんどしていないということだと思んですけども、確認していないんですから。冬、雪降る前に「あんたんとこに今度おらが除雪をするんだんが」と一声も全然かけていなかったと。そういう予定もされていないし、実際に作業しているところの認識もないということですか。

武藤総務政策部副部長　　要援護世帯の除雪につきましては、事業に基づいて行っておりますので、そちらの事業内容について担当係長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

本田委員長　　係長の説明はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本田委員長　　小西管財係長。

小西管財係長　　この要援護世帯の除雪事業ですけれども、豪雪対応の事業は毎年行っている軽度生活支援事業とは違うものでして、市のほうで豪雪対策本部ができたときに豪雪対応の事業をします。29年度の2月の当時につきましては、県の救助条例の適用を受けておまして、除雪の作業期間が2週間程度という非常に短い期間の中で対応をしなければいけない事業でした。福祉課のほうで対応している事業なんですが、こちらのほうは区長さんのほうに直接市のほうから豪雪対応になったという話をさせていただいて、区長さんの判断で除雪をしてくれと。期間が短いので区長さんの判断で対応してくれというような依頼をさせていただいて事業を行っているものであります。

大平（恭）委員　　そういう対応をしたというのは、事務手続き上ではそうかもしれないけど、結局認識してないということですよ。確認してないんですから。除雪を黙ってやるということでは、まして区で受けているわけですから、何もわからない状態で除雪っていうの

は逆に怖いことをやっているわけで、当然記録もないんでしょうけども、そういう部分では制度上でやられている除雪とはまた違う除雪で、自治会長さんが要援護世帯について自分でロータリーで使って除雪をしたということでしょうから、でもその際に誰がやったのかわからないとか、例えばここに4番の監事さんへの聞き取りで市のほうのロータリーと同じだから誰がやったかわからないとはっきり言ってるわけです。なので、非常に私問題だと思うんですけども、確認は今後もう一回しますか。それとも、ここの作業自体の確認をしていなかったと書いてあるけれども、本当に予定されていたものとして要援護世帯の方は認識していたのかいなかったのか。予定されていて。そこら辺について確認をするんですか。

武藤総務政策部副部長　確認をするしない以前に、制度に基づく除雪でございますので、その認識を正していただきたいと思います。制度の内容についてちょっと舌足らずなことがありましたので、再度担当係長が説明申し上げます。

小西管財係長　緊急豪雪対応ということで、先ほど申しましたとおり期間も短かったもので、緊急に除雪をしなければならないと。除雪業者さんも至るところで除雪作業をしなければいけないということで、なかなか業者の手配もままならない状況だったので、本当に緊急性の高いものにつきましては世帯の許可がいらぬというわけではないですけれども、いなければ許可もなく作業を進めたという経緯もあるかと思えます。私のほうでこの要援護世帯のほうに聞き取りに行った、細野の自治会長さんのお宅のほうに聞き取りに行ったところでは、一応区長さんのほうは一声は掛けていたと。ただ、3ページのロータリー除雪車の稼働状況等の⑤の要援護世帯のところに書いてございますが、高齢者の危険防止のために立ち会いを求めなかったというところで、恐らくではありますが要援護世帯の方はロータリー除雪車が来たことにも気づいてはいなかったのかなと思っております。

大平（恭）委員　確認を取ったんでしょうか、自治会長さんは。連絡を入れたんですか。入れなかったんですか。要援護世帯の方に。

小西管財係長　作業する前には一言声かけたとおっしゃってございました。

大平（恭）委員　ここの聞き取りでは、こういうふうに答えているわけです。それ全然つじつまがつかないか整合性が取れていないと思えますけども、確認してないし。立ち会いはしてないけど、確認してない。

大塚財務課長　今ほどの件につきまして、まず今ほど小西係長のほうから制度について簡単に説明させてもらいましたけれど、それに基づいて制度はそうなっていると。実際どうなっていたかという部分につきましては、まずここに書いてあります、4ページで榎本建材さんのほうで屋根雪除雪等の作業をしたと。そういった雪が道路に出ている部分について、ロータリー除雪車は道路にある部分についての除雪を行った、排雪という作業をしてもらったということになります。ですので、その制度でやった分につきましては屋根雪除雪等でやった部分でありますし、ロータリー除雪車はそこで道路等に出てきた処理できなかった雪を当該のロータリー除雪車で作業したということになりますので、またちょっと直接要援護世帯に対する除雪とはまた若干違うところで動いていたかなと考えております。

大平（恭）委員　やっぱり今課長がおっしゃった形だと私まずいと思うんです。いくら要援護世帯、自治会長さんは危険があるので立ち会いは求めていないと。でも一声かけたという話をしているけど、本人は認識していないということであれば、本当に知らない間に、

市の除雪でやっていけばいいですよ。いいけども、誰かが突然来てみたいな話だと、非常に公益上の必要性ですか、そういうことについても本人が認識していないのに勝手にやっちゃうという部分、非常に私問題だと思うし、ここは一声かけてわからないという程度のことではなくて、除雪をしますとか、予告だとか、そういうことも自治会長さんが手続上でやって、こういうふうにしました、終了しましたとかという形を取らないと、言った言わないとか、聞いた聞かないというレベルでは非常にまずいなと私思います。そこら辺についてもう一回確認を取ったほうがいいと思いますけど、いかがですか。そこら辺どうですか。調査というか。

武藤総務政策部副部長　　今ほどのお話につきましては、制度設計の問題になってくると思います。緊急性の場合に行わなければいけない除雪事業が立ち会いを求める、求めないという話になりますので、これは制度設計として今後は考えていくべきだと思いますし、今まで行った部分については、立ち会いを一声かけたけれどもそれ以上は求めなかったということですので、それ以上でも、以下でもないということと考えております。

大平（恭）委員　　平行線なんであれなんですけれども、そういうやり方というのは、制度上のことを私言っているんじゃないんです。今回ロータリー除雪車を無償譲渡を受けて、区で受けて、区の例えば要援護世帯だとか道路だとかそういうところに除雪をするということを前提で話をしているんです。制度上のこと言っているんじゃないですよ。今回のケースで言っているわけです。そのことについて住民の人が認識しないまま除雪をしているという状況ということを行っているわけです。具体的には要援護世帯の方でそうやった除雪があったということを行っています。今回のケースについて言っているわけで、全体の制度のことを言っているわけではないんです。やっぱり今回のケースであればちゃんとほかの案件もありますので、きちんと確認を取る作業を、私は聞き取りだけではなくて本当にどうだったのかという調査をきちっとやっぱりやるべきだと思いますけれど、その辺について再度やるお考えがあるかないか、そこを聞いて終わります。

武藤総務政策部副部長　　今ほどのご質問については、訴状の内容にも記載されておる案件でございますので、今私どもの答弁は控えさせていただきます。

大平（栄）委員　　今の件ですけれども、全く職員としてなっていない。まずこれが一点。なぜかという、これ福祉の分。要援護世帯という。そこまず相談しましたか。何月何日にやったか。福祉の金を払ったか、福祉のほうで払ったか払わんか。相談行ったか。お前さん方一番大事なのは福祉課の仕事だと言ってながら、金を払ったのか払わんのか。もらったのかもらわんかよくわからんけどその金銭の出入りとか、福祉課と相談、調査した時にしたのか。それが何月何日に行ったのか。それがわかれば別にはいいと思いますけども、俺は。どうですか。

大塚財務課長　　当時、要援護世帯に対して行った除雪が、何月何日に行ったかということにつきましては、こちらのほうでは現在のところ把握はしておりません。

大平（栄）委員　　現在のところ報告してないって、何にもしてないってことじゃないですか。そうでしょう。もともとが今福祉のほうの仕事だということから金が出るわけなんです。それがあったのかなかったのか。それよりも区長が何月何日に行ったかということになかったら、今の言ってることが水かけ論どころじゃない、水かけなんてしねえだって、何にもしねえだっても、これ、ない話なんです。役場の職員としてちょっと違うな、これ。もっと

しっかりして。しっかりしてもらおうというか、それは生まれつきなんで俺もそうだけでも仕方ないけども、もうちょっとしっかりしてもらわなければならない。

武藤総務政策部副部長　大変お叱りを受けましたが、本事業につきましては福祉施策の事業で行いまして、福祉担当から当然制度に基づいて実施をした榎本建材さんには必要な費用が支払われているということでございます。

大平（栄）委員　全く聞いてないこと言わんだって、榎本建材に私聞きました。俺も付き合いがあるもんで。中のことは言ってることが違うけども、俺はもう言いたくないけど、俺は榎本建材のことを言ってるんじゃない。屋根除雪したのは金が出るに決まっている。除雪機に対してどうしたかということを知っているんです。

武藤総務政策部副部長　細野自治会長への聞き取り調査の中では、細野自治会長はボランティアで行っているということだそうです。

大平（栄）委員　ボランティアでやった日にちが、何月何日に行って何回やったかということは、ボランティアに行ったってことはボランティアに行ったってのがわからなくちゃボランティアにならない。行ったがんだらちゃんとしてもらわなければならない。

本田委員長　しばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：10）

再　　開（11：19）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。質疑を続行いたします。質疑はございますでしょうか。

星野委員　聞き取りなんですけれども、細野自治会長と当時の副自治会長、書記会計、監事、要援護者世帯に聞き取りをしておりますけれども、ほかに普通に細野の住民の方には聞き取りしていないのでしょうか。私としては今回ないんですけれども、例えば自治会のメンバーだけで口裏を合わせてしまうということも考えられるので、一般の、ほかの細野の方々に聞き取りが必要だと思います。ここには総会資料で周知をしているということでもありますので、本当に住民はこのことに関して認識をしているのか、その辺の聞き取りはなぜしなかったのかという気持ちなんですけれども。

大塚財務課長　今ほどの件につきましては、まず一般の区民の方には聞き取りは行っておりません。当時の事情をよく知る方というところで役員の方に聞き取りをさせていただいたところで、一般の方まで聞き取りをするところまでにはやっております。

星野委員　先ほどから言われている要援護世帯の聞き取りもそうなんですけれども、この方々が全く作業の確認は認識していなかったということなんですけれども、この近所の人たちとかで、もしかしたら見ている人もいるかもしれないということも考えられると思うんです。ですので、ほかの住民の方の聞き取りが必要だと思うんですけれども、今後するような予定はないのでしょうか。

武藤総務政策部副部長　案件につきましては、現実警察が若干動いた事実もございまして、一つ間違えると事件性という部分を帯びるような案件でございます。センシティブな状況でございますので、住民の方に全てに聞き取りを行ってというのは、大変自治会の運営上に

も支障のある部分もあると思いますので、その辺はまだ今のところは考えておりません。それから、先ほどの大平恭児委員のご質問の部分で、要援護世帯、制度云々かわかわらず実施状況、内容等については確かに調査の足りない部分もありますので、もう少し調査をしてまた詳細な資料を用意させていただきたいと考えております。

志田委員 先ほどの大平恭児委員の質問の中にも関連するんですが、要援護支援、屋根の除雪をしてから恐らく道路に出た、課長が答弁あったように、道路に出たものを除雪したと思います。恐らく敷地内に入れるような除雪の機械ではないので、あくまでも道路上の除雪だとは思いますが、3ページにも書いてあるとおりオペレーター、要するに操作員はつけていないということではありますが、あの大型の除雪車は大変危険なものでもありますし、後方確認であるとか、前に進むだけのものであれば一人でも十分可能だとは思いますが、やはり前に進んだり後ろに下がったりという作業手順がありますので、そういった部分では今後また無償譲渡ということでロータリー除雪車、当然冬にしか使えない機械なので、そういった危険性も加味をして、あるいは使用目的に対しては二人で必ず乗車してから使用するかという项目的な部分を改善するような考えはありますでしょうか。

武藤総務政策部副部長 当然のことながら道路車両運送法上に規定する部分は遵守する必要がございますので、今後発生するとすれば、道路除雪を行う場合についてはどういう体制を取ってやるのか等も聞き取った上で対応していきたいと考えています。

志田委員 先ほども言ったように冬の機械ですので、除雪ということで大型のロータリーが回っているわけですので、当然細野の地内でいうとかなり狭い道路になると思います。通行車両もあると思いますし、誘導員がいるわけではありませんので、大変危険な機械ですので、そこら辺は十分に周知していただきたいと思います。

本田委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

大平（恭）委員 ちょっと確認させてください。作業日誌が既に29年度分、廃棄したとあります。これは年度、何年経ったら廃棄と、こういう作業日誌というのはそういうふうになっているんですか。それともたまたま廃棄したという形なんですか。その確認はどうですか。

大塚財務課長 自治会内の運用ということになりますので、そこら辺につきましてはこちらのほうで承知していない部分であります。

大平（恭）委員 自治会内ってたって、ほとんど工業団地の除雪、後段の資料見ると、その中にロータリー使った部分だけ書いてあるという式ですよ。であれば、作業日誌というのはあるんじゃないかと私は思うんですけど、30年度分があつてなんで29年度分がないかという、そういう形も変だなと思うので、ここは再度確認していただけますか。

武藤総務政策部副部長 確認の結果がこの形だと思います。今回につきましては、こういう案件が発生してから前の年以降にさかのぼって出してくれという話でしたので、結果としては今の形で単年度分は残っているという状況でございます。

本田委員長 3、4ページについては以上といたします。続きまして5、6ページ「各自治会の使用状況の比較」になります。質疑はございますでしょうか。

大桃委員 今、大塚課長に聞いたんだけど、これ出してもらおうのは細野と下折立がどう違うかということを知りたいがためにお願いしたんです。ただ、先ほどは新たに出た下折立のところしか説明しないから、対比になっていないんです。なんでこっちの細野のほうを説

明しないのかという話なんだけど、しなかったから仕方ないんだけど、片方はうまくいっていて、片方はだめという話の中では、何が違うのというところが見たいから出してもらったんだから、そこをちゃんと説明していただかないと。無償譲渡の経緯のところ、これは米印の「要望するにあたり、臨時役員会を開催し、承認をもらう。」というのが、下折立自治会はもらったんでしょけど、こっちはそういう手続きもなんもしてないと、そういうところとか、この30年4月8日「自治会定期総会にて決算報告」、こっちは何もなしとか。それで、一つだけ聞きたいんですけど、自治会住民への周知のところを下折立自治会というのは小形ロータリー。小形ということでサイズが違うんですか。細野とは。

大塚財務課長　大きさが違う、小さいものになります。

大桃委員　そうすると、小形であるがために6ページの年間維持管理費用というのが16万円と約100万円と、こういう違いになってくるということではないんですか。

大塚財務課長　単純に大きさが違ってこの金額になっているかどうかにつきましては、こちらのほう、そこまで確認はしておりません。

大桃委員　後でいいですから、市の除雪車で細野にやったののサイズと下折立にやったサイズが、年間維持管理費がどのくらいかかるのか下の土木に行って調べてみてください。後で教えてください。もう一点。維持費用の負担の部分なんですけど、先ほど下折立自治会で事業所負担8万9,000円となっていますが、これはどこの事業所が負担しているんですか。

大塚財務課長　どこの事業所が負担したかということまでは確認しておりません。

(何事か呼ぶ者あり)

失礼しました。こちらには事業所負担というふうに書いておりますけれど、事業所から協力金の名目でという内容になっているそうです。

大桃委員　管理状況って言って、ホテルゆのたに荘付近ということでこちらに多分あるはずなんで、その駐車場か歩道かなんかもしてる可能性があるから、ホテルゆのたに荘からの事業所負担金なのかなと私は思うんですけども、さっきの細野の話で全部工業団地が出しているって話の中では、あまり公益性がないんじゃないかという話になるものだから、この辺の出どもちょっとお調べいただければありがたいと思いますが、いかがですか。

大塚財務課長　それにつきましては、また追って確認をしたいと思います。

渡辺委員　下折立自治会のほうでは臨時役員会の承認があって、細野自治会のほうはないわけですけども、一応は住民への周知というところで29年度には大型除雪機の譲渡に関する記載があって、これコピーももらってきたということではありますが、これ1回きりであったのではないかと想像するんですけども、30年の通常総会の資料、31年、令和元年度になりますか、その資料については確認してきておりますか。

大塚財務課長　確認しておりません。

渡辺委員　下折立のほうでは回覧板にて周知した、そしてまた自治会の定期総会において決算報告をしているということでもあります。こちらのほうの回覧板の資料、自治会総会の資料、こちらのほうは確認しておりますでしょうか。

大塚財務課長　こちらにつきましては、聞き取りによりここに記載しております。回覧板等は確認しておりません。

渡辺委員　次のところの住民からの負担ですとか、事業所からの負担とかというところになるかと思うんですけども、利用者から一応作業に応じて下折立のほうは利用料をもらっ

ているということでもあります。この後ろのほうの日報のところと絡んでくるんですけども、先ほどの日報の説明ですとこの作業をした、要はフライヤーだとかで作業した部分について、負担割合をもらわなきゃいけないということで作業日報をつけているんだという説明がありました。とするならば、ここはその事業所からフライヤーの部分のお金はもらっているということになるかと思うんですけど、そのあたりの調査についてはしていませんでしょうか。事業所は100万円出しているわけです。その分担している中でもって、その100万円を分担するにあたっての分担割合なのかっていうことです。そのあたりどのように処理されているとかいうあたりの計算方法ですとか、そういったあたりは確認しておりますか。

大塚財務課長 企業の負担の、具体の負担の割合等につきましては確認しておりません。

渡辺委員 今私がお話ししたあたりなんですけれども、先ほどの総会の資料なんかも出してほしいということでしたし、出すというお話がありましたからこれからのことになると思うんですが、30年度の細野の通常総会での資料、そしてまた下折立での資料の書き方、また日報の書き方、このあたりきちんと資料として、特に下折立さんきちんとしてらっしゃいますから、出せないなんてことはないと思いますし、また通常総会で住民に周知しているということであれば住民に渡っているものです。当然のことながら、それコピーをいただくことは私はやぶさかではないと思いますので、ぜひそういった、どのように管理したり、利用料どようになっているとかといったところは、しっかりとまたお願いをしていただいて資料として出していただけたらと思いますし、それから先ほど言った100万円をどのようにして分割して、この作業日報との絡みがどうなってるのかというあたりにつきましても、一応は確認していただきたいと。先ほど副部長のほうは協賛金という形であればおかしくないんじゃないかというお話でした。その100万円だとしてあったとしても。であるならば、当然それが自治会の中でどのように周知されているかといったあたりがちゃんと載っているかどうかあたりもししっかりと確認をしていただいた資料として、今後提出していただきたいと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

武藤総務政策部副部長 先ほどの私の協賛金は一般論で申し上げた部分でございますが、委員おっしゃられるような対応をしていきたいと思えます。

大桃委員 無償譲渡の経緯のどこなんですけども、不用の決定は同日で、要望書の受理が2日しか違わないのが、譲渡の決定が大分ずれているのは何か要因があるのでしょうか。

大塚財務課長 要望書の受理と決定がずれていることにつきましては、ちょっとその時期が違ってきていたということについては、またその当時の書類を確認してみないとわかりませんので、この場ではわかりません。

大桃委員 要望書の受理が2日しか違わないのに、譲渡の決定が…  
(何事か呼ぶ者あり)

そうかそうか。わかった。大丈夫です。

本田委員長 ここは一旦以上とさせていただきます。7ページから9ページまで、ごさいますでしょうか。(なし)ここはよろしいですか。11、12、13ページはいかがでしょう。

渡辺委員 私は細野の地理にあまり詳しくないので、写真だけを見せられても正直なところ地図上に落としていただかないとなかなかちょっとわかりづらくて、十二神社がどこにあるのかもわかりませんし、高齢者能力活用センターどこにあるのかもわかりません。でき

れば次回、先ほどのいろいろと資料、これからまたもう一回出していただく中で、地図の上に道路ですとか場所ですとかを落としていただいたものを提出していただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

武藤総務政策部副部長 おっしゃるとおりだと思います。図面につきましては作成の上、提出をさせていただきます。

志田委員 確認なんですけど、ここに細野の集落センターの写真があるんですけども、ここもロータリー除雪車で作業したということでしょうか。

大塚財務課長 4月5日の時点ではこういった公共的なところも作業したというような話を伺ったので、その時点で撮ってきた写真になります。その後の聞き取りですと、開発センターのところについてはやっていなかったというふうに、先ほど…

(「やるとこねえがんだ」と呼ぶ者あり)

本田委員長 ほかにございますでしょうか。写真は以上となります。続きまして 15、16 ページにつきまして、質疑はございますでしょうか。

大平(栄)委員 公益上の必要性ということで理解していないというか、いくら教えてもわからんというか、そういうことであつたんだけど、憲法 89 条でもありますし、結論から言うと公の支配に属しないのは、それは無償譲渡とかなんかはだめなんです。条例でできるということがあつたけども、できるけどもそれには公益上の必要性。できる。くれてもいいってことじゃないですよ。条例が憲法に違反したり地方自治法に違反してできるわけがないでしょう。大体いくら除雪車の不用の決定しても財産は財産だから。それをくれることはできるということが、くれてもいいってことじゃないです。それをやるには条例で公益上の必要性があるんだから。それには長なり議員が認定しないとだめなんだと。ということは、市長が一人で不用の決定できるわけだ。初めて行政財産から普通財産になるわけ。それで競売なりできるんだけど、今まではそれしかできなかったのを、公共団体にやることができる、やってもいいってことで条例つくったわけだ。それには公益上の必要性。それをやってもいいからただでやったなんて全く法の解釈間違っている。だから問題は市長がこれを議会に報告なりするなりして、認定なりしなかったのが間違いで、そこからやっついていかないと。そうすると細野の工業団地をやるなんてことになったら公益上の必要性なんて全くないんです。監査委員から見ると、公益というのは、広辞林で見たら広くみんなが使えばいいんだと、だからいいんだと。広くたって広くなんて使えない。工業団地の人だけが使っている。その広辞林でさえそう書いてあるんです。広辞林見ていいって言うてるんだけど、そんなもんじゃない。それを市の職員の代行してるわけだ。監査委員がしてはならないと思うんだけど。だから法律の公益上の必要性。個人ところなんてしちゃならんわけなんです。それと要援護世帯だって、金もらっているわけだ。福祉との相談もしないで勝手にやって。質問じゃないけども、これ聞いてもらって、後から一つやるけども。除雪やるに今、市が監督して道路なんか除雪できないことになっているんです。だから市の監督にあるのが、今まで一年経って初めて書類を俺が私的に使われているという話出して、初めて調査している。だから一番悪いのは、この前も副部長が答弁して細野集落にくれたんだから何もしないたつていいんだと。きょうは聞いてきてくれって言ったら出したけども、それすることないんだと言ったのが間違いで、それが今言ったように公益上の必要性の判断を、自分たちは判断をちゃんといいと思って、今

までやったのがいいと思っているか、悪いと思っているか。それで次に裁判でどうのこうのと言ったら、そうなったら責任取っていただきますので、よろしくお願いします。

本田委員長 大平栄治委員。質問にしてください。

大平（栄）委員 委員長に言っておくけども、これ公益上の必要性から入っていかんばならんの、お前さんが勝手に自分で始めたから言ってるんだ。私が聞いているのは、公益上の必要性ということをいろいろ勉強してきてわかっているわけだから、勉強してもいまだに考え方、それでいいのか悪いのか聞いているんです。

武藤総務政策部副部長 公益性につきましてはあるものと判断をしております。

大平（栄）委員 こういうことになってきていると、これがきちんとそうでないってことになったときには、やっぱり責任取って、こういうことがみんな言い訳すればそれでいいってことでやってきたから、こういう問題がいっぱい起きてるんです。だからやっぱり職員がしっかり勉強してもらって、答弁してもらわんと。それだったら、ここで答弁することはないじゃないですか。公益上の必要性あってあれだっていって、この前のとき、一般質問のときはねて調査なんてしないってがんで、だからこっけん無駄な時間取ることない。それで一点張りでやっていけば、それでやらんねえってことになったら、やってるんならそれなりに人が聞いたら答弁してください。

武藤総務政策部副部長 公益性があるかどうかの見解を聞かれたので、あるとお答えした限りでございます。

渡辺委員 15 ページのところの9節第3のところ、私がこの規定がちょっとわからないので、2のところの「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き」という、このところというのはどういう規定になっていますか。

武藤総務政策部副部長 第238条の4第1項の規定につきましては、行政財産の使用許可について規定されている部分でございます。

渡辺委員 そうすると普通財産になって譲渡とかとは関係なくなるということですね。ここでは、「条例又は議会の議決による場合でなければ」となっております。また、次に第2節のところの議決事件の中で、6項で下線の引いてあるところですよ。「条例で定める場合を除くほか」ということを根拠として、市のほうは根拠として、その条例は何かといったらこの譲渡に関する条例というふうになっています。そうすると、この魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に書かれていけば、議会の議決は必要がないのでしょうか。

武藤総務政策部副部長 そのように判断をしております。

渡辺委員 次に裏のほうに資料出してきていただいているわけですがけれども、答えの中に、上のほうの行政実例のところですが、「一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるか同課の認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」ということなんですが、当初、一応公益上の必要があると認めたというところでは、要件がそろって区長からの申し出だということで認めたということだとは思いますが、全くの自由裁量行為ではないからと、客観性的にもというところで考えたときに、ここまで調査が進んできた段階ですがけれども、その当時と今と考え方が変わってくるような要素があったかないか。

武藤総務政策部副部長 今の部分につきましては、当然のことながら今後法廷で合否が明らか

かになってくるものと考えております。

渡辺委員 当然そういうふうに答えられることも承知の上で一応聞かせていただいたんですけども、次なんですけど、解説のところですけども、真ん中辺くらいからですけど、「この認定をなす者は、第一次的には、予算を編成する地方公共団体の長であり、この長の認定は更に」と書いてありますよね。「当該予算を決定する権限を有する議会が二次的にこれを判断することとなる」というふうになっています。「従って公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会である」となっていますので、当然この長及び議会というのは、私は、これは当然両方が認定する必要があるというふうに私は読み解くんですけども、ここについてどうお考えですか。

武藤総務政策部副部長 今ほどのご質問につきましては、本件の議題となっている部分とはまた離れて、一般的な法的な解釈で申し上げますと、私の解釈ですけども、こちらにつきましては上段を見ていただくと、16 ページの上段では自治法における第4節支出で規定している部分でございます。ここに寄附又は補助ということで、下段の解説で、今ほど渡辺委員がおっしゃった部分については、補助金についての質問について総務省がお答えをした部分であると考えております。

渡辺委員 そうしますと、補助金に対するここは説明でしかないので、今回は譲渡であるから一概にそうとは取れないだろうということですが、ではこれ以外に譲渡に対することで判例等がもし見つけられるものがあるなり、そういうものが実例としてあったかどうか確認させてください。

武藤総務政策部副部長 判例はあるでしょうけど、確認はしておりません。と申しますのは、今回それが一番の争点になってきます。原告のほうはこの232条の2が根拠であるということで申し立てになっておりますし、私どもは15ページの第9節財産、財産の管理及び処分はこういうものだよと。財産というのは物品ですが、物品も含めてですが、財産についてはこういうものだよと書かれている部分を根拠にしております。どちらが正しいのかというのが一番の争点になるものと考えております。

大平（栄）委員 さっき言ったろう。市長ができるわけだ、不用の決定を。そして誰かにやって、それ公益上の必要性あるからってやって、やったことが全く関係ないことやってもそれでいいがんだかということなんだ、今の問題は。だけでも232条が根拠だっただけのはほかのものになる。232条のときにそういう裁判がいっぱい起きていると。公益上の232条で。起きてるから、それはきちっと皆さんが譲渡も、補助も、人に譲渡するのは何ですか。補助でしょう。寄附とか補助と一緒になんですよ。人にやるんだから。それ、そのときは、ちゃんと長及び議会となっているし、幾らまでのを、不用の決定できるんだから、3,000万円、5,000万円、1億円になったらどうなりますか。幾らまでですか。そんなことを役場の職員は市長がしてらいたら、こんなこと何回やって、何回裁判やったっていいですよ。そうでしょう。だから無償譲渡できるのは幾らまでできるか。どういうところまでできるか。

武藤総務政策部副部長 原告の訴状の中にもそういう部分も書かれておりますので、お答えは差し控えたいと思います。

大平（栄）委員 訴状だなんて、お前さん方、訴状の問題じゃないですよ、こんなのは。そっけんことわからなかったら、言わなかったら、すぐ帰ってもらってもいいと思う。だ

ってそうでしょう。そうだよ、そんなの。職員として失格もいいところだよ。そんなのは。だって無償譲渡したの、幾らでもいいなんてことあったら、こんなこと裁判やったら大変じゃないですか。それを勉強して答弁するのがお前さん方なんだ。勉強もしてないし、それじゃ出てきてもらったって何のあれも。だから答弁してもらおうこと言ってるんですよ。裁判に関係あるって言って、今言ってもらったけども、こんなことわからんでもらったときは懲戒免職になると思うけど、それ覚悟してもらわねばならねえ。こっけんことわからんで。しょっちゅう裁判。裁判をやらんようにするのがお前さん方仕事だねかや。それだけ。じゃあ書いてあるのはありますか。ないですか。

武藤総務政策部副部長　　主語がなくて、何に書いてあるかどうかがわかりません。

大平(栄)委員　　何を細野集落に譲渡したんですか。譲渡に対して制限があるのかないのか。

物品を、あれ物品ですよ。市の財産ですよ。あの条例の上にあるんですよ。地方自治法。

武藤総務政策部副部長　　魚沼市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の中には、一定の額の記載はございません。

大平(栄)委員　　私が武藤さんのところに何回も行って、憲法の89条の問題を話したんです。行政実例だかにも憲法89条ってあるんですよ。それで、公の支配に属しないところにくれた場合にこういう問題起きるから、しっかり公益上の必要性をやってくださいよということがあって、公の支配に属しないところには譲渡ができないんです。憲法で。だから地方自治法も勉強しないで、よく言ってあるんだから。だからその辺でさっき勉強したかしないかってこと言ったんだけど。もう一回、勉強しましたか。

武藤総務政策部副部長　　大平委員のお考えは常々伺っておりますし、昨日でも電話で丁寧に教えていただいております。それを受けまして、憲法のほうも89条も私は見させていただきました。それが勉強だと考えております。

大桃委員　　さっき、この地方自治法の232条の2の話の行政実例の部分で補助金の話だとおっしゃいましたが、ここには寄附又は補助とあるんだけど、この寄附の定義を聞かせてください。寄附とは何ぞや。

武藤総務政策部副部長　　自治法における寄附の定義は、私は存じ上げておりません。

大桃委員　　寄附には物品もお金もみんなあるんですよ。無償にやるのが寄附。寄附の中に現金だとか物品だとか、そういう制限はないんです。だからこれは補助金の話じゃないんです。補助金だけじゃない。寄附の話もかかってくるから物品にも当たる、そういうことなんですよ。おわかりですか。

武藤総務政策部副部長　　その部分は理解しております。ただ、先ほど私が補助と申し上げたのは、この解説については質問の内容が補助金であったと。それについて総務省が回答したということでした。

本田委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑がないようですので、終結いたします。

渡辺委員　　この後休憩取ってもらって考えさせていただきたいんですが、今後、委員長として次回どうするかですとか、それから今裁判がというようなお話があって、なかなか答えがもらえないところがあったりします。一応さっき私が出していただきという資料は、この次出しますというお話でしたので、委員長としてはこの後どうお考えなのか。また、ほかの皆さんが今後どうしたいのか少し聞かせてもらえる時間があるとありがたいんです。

が。

本田委員長 休憩とさせていただきます。

休 憩 (12:01)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (12:10)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど今後の委員会運営について、委員間で意見交換をさせていただきました。また提出していただきたい資料等がございますので、引き続きこの件に関しましては、調査を続行することとさせていただきます。本件につきましては以上とさせていただきます。

## (2) その他

本田委員長 日程第2、その他を議題といたします。この後の日程は主に議会内部の調整等になりますので、ここで、執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項等がありますか。

武藤総務政策部副部長 ございません。

本田委員長 なければ、議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) これで執行部からは退席いただきます。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (12:12)

執行部退席

再 開 (12:12)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。行政視察の質問事項についてを議題といたします。資料が配付されていますので、各自読んでいただきたいと思っております。また、補足について次長のほうでございませんか。

磯部議会事務局次長 質問事項を多く出していますが、説明に含まれると予想されるものは、説明を受けてから質問していただきたいと思っておりますので、少し絞らせていただいて、前もって調べなければいけないだろうと思うことを記載しております。このまま出させていただいてよろしいでしょうか。(異議なし)

本田委員長 それでは、そういうことにさせていただきます。視察の報告書につきましては、視察中に皆さんから口頭ないし文書で総括していただいて、私のほうでまとめて12月定例会中の委員会にて報告書を委員会に出しまして、各委員から承認いただき議長に報告した

いと思っております。そのような流れでよろしいでしょうか。(異議なし) 取りまとめた質問事項につきましては事前に視察先市へ送付し、当日の視察が実のある内容となりますよう皆様のご協力をお願いいたします。本件については以上といたします。

ほかに、委員の皆さんから意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の総務文教委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (12 : 14)